三　講習の対象者
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者。
四　受講申請の手続等
受講希望者は、受講申請書を、神戸運輸監理部ホームページの新着情報に掲載の「平成二十七年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード、又は郵送（郵送の場合は、八十二円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十八年一月八日までに左記に提出すること（郵送の場合は、一月八日消印のものまで有効とする。）。
なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。
五　受講申請書の請求先及び提出先
郵便番号　六五〇―〇〇四二
神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全課
電話番号　〇七八（三二一一）七〇五二

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、三重労働局の関係労働者を代表する者吉川秀治の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年11月20日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、三重労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
３　推薦締切日　平成27年12月４日
４　推薦書及び添付書類の提出場所　三重労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月20日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間743円」を「１時間758円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月20日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間728円」を「１時間740円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県各種商品小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月20日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間741円」を「１時間752円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月20日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間765円」を「１時間781円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月20日

福島労働局長　引地　睦夫

第４号中「１時間753円」を「１時間767円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月20日

新潟労働局長　梅澤　眞一

第４号中「１時間822円」を「１時間838円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月20日

新潟労働局長　梅澤　眞一

第４号中「１時間827円」を「１時間843円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金（平成24年静岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月20日

静岡労働局長　野村　栄一

第４号中「１時間772円」を「１時間786円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

三重労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月20日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間814円」を「１時間829円」に改める。